

業 務 仕 様 書

1 業務名

苫小牧市 MICE 誘致推進方針策定調査業務

2 業務背景・目的

本市は、人口減少と少子高齢化が進む中、将来も持続可能なまちづくりを続けていくため、ものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾート構想の実現にチャレンジしてきたところであり、引き続きその具現化に向け取り組んでいるところである。

令和3年3月には、本市が掲げるこの3つの成長戦略の方向性を示す「苫小牧都市再生コンセプトプラン」を策定した。本プランは、交流人口の増加を図り、環境と産業の共生する持続可能な都市の実現を目指している。

MICE 誘致の推進は、交流人口の増加による観光振興のみならず、産業振興、新たなビジネスの創出、国際化、人材育成・教育振興など、都市のブランド価値の向上にもつながると言われている。

このことから、MICE 誘致を推進することは、本市の3つの成長戦略及び苫小牧都市再生コンセプトプランに掲げる環境と産業の共生する持続可能なまちづくりの実現に寄与するものである。

本業務は、MICE に関する動向、本市の特性、MICE 施設、開催状況等を整理し、本市が進める MICE 誘致の方向性を探る。また、MICE 誘致の推進が本市のまちづくりにもたらす効果、今後の具体的かつ効果的な MICE 誘致の取組を検討する。

なお、本業務は、単に本市の MICE 誘致を推進するための調査ではなく、本市が掲げる成長戦略による産業振興、イノベーションの創出、本市の都市競争力向上を図る取組のひとつとして位置付けるものである。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 契約予定金額

上限5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 業務内容

本業務は、苫小牧都市再生コンセプトプラン、本市の概要、市政方針、総合計画、都市計画マスタープラン等について十分理解した上で、以下の業務を遂行するものとして企画提案を行うこと。

(1) MICE に関するマーケティング調査

ア MICE 誘致の意義、効果の整理

MICE 誘致推進に取り組む意義、MICE 開催による効果を整理する。また本市の特性を踏まえた上で、特に本市が MICE 誘致を推進する意義についても整理するものとする。

イ 国内外の MICE 市場の動向

近年の MICE 市場の動向について、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、整理する。

ウ 国内外の MICE 誘致推進都市の取組事例

本市が参考とすべき都市を複数選定し、その取り組み事例などを整理する。対象都市は事業者が選定理由も含めて提案し、本市と協議の上決定するものとする。

(2) 本市の MICE 関連情報の整理

ア 本市の MICE 開催状況の整理・分析

市内の MICE 開催状況を整理・分析する。受託者は、本市が提供する資料を活用し、必要に応じて、市内 MICE 関連施設や企業等にアンケート調査等を行うものとする。

イ 本市の MICE 関連施設の整理・データベース化

市内の MICE 関連施設の情報等を整理する。対象施設は事業者が選定理由も含めて提案し、本市と協議の上決定するものとする。

(3) 本市の MICE 誘致推進の方向性の検討

ア 本市の特性の分析

本市の MICE 誘致推進の方向性を検討するため、本市の特性やまちづくりの方向性等を分析する。

イ 本市の MICE 誘致の方向性の検討

本市の特性を踏まえ、本市の MICE 誘致の方向性やターゲット等について検討する。

ウ 本市の MICE 誘致推進の効果

本市の MICE 誘致推進の目指すべき方向性によりどのような効果を得ることができるか整理・分析する。

(4) 本市の MICE 誘致推進の手法及び課題の整理と対応策

ア MICE 誘致推進における課題の整理

本市が上記(3)で検討した MICE 誘致を進める上での課題を整理する。

イ 今後の MICE 誘致推進の施策の検討

本市が今後取り組むべき効果的な施策とロードマップを検討する。

6 業務スケジュール（予定）

契約締結後～2週間	業務実施計画の作成・承認
契約締結後2週間～	業務開始
令和4年10月	中間報告を実施
令和5年3月	最終報告を実施
令和5年3月31日	成果物納入

7 納入成果物

5(1)～(4)の結果を報告書にまとめて本市に提出すること。なお、報告書は、グラフ等データやイラスト、写真等を用いて、MICEに関する知識がない者でも分かりやすい構成とすること。

- (1) 紙媒体（A4版両面刷）20部
- (2) 報告書の電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1枚
- (3) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等一式
- (4) 電子媒体の形式はMicrosoft Office Word、Excel又はPowerPoint、PDFのいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。

8 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、本市の指示を受けること。全ての成果物を契約期間の終了日までに納品すること。

9 支払条件

委託料の支払い方法は業務完了後一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者との協議により決定する。

10 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、全て委託者に譲渡する。
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者は自

らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

11 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により委託者に報告すること。
- (2) 災害その他不可抗力等委託者及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、委託者は事前に書面での通知により契約を解除できる。
- (3) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

12 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部国際リゾート戦略室
〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
TEL: 0144-32-6229